

## 立正大学人文科学研究所規程

1. 本研究所は、立正大学人文科学研究所と称する。
2. 本研究所は、これを立正大学内におく。
3. 本研究所は、人文科学に関する調査研究を行い、学術の進歩発展に寄与することを目的とする。
4. 前項の目的を達成するためにつきの事業を行う。
  - (1) 総合調査研究
  - (2) 所員および客員研究員の研究助成
  - (3) 研究成果の発表および機関誌の出版
  - (4) その他必要な事業
5. 本研究所につきの役員を置く。
  - (1) 所長 1名
  - (2) 幹事長 1名
  - (3) 幹事 若干名
6. 所長は、研究所会議において所員中より選出し、学長が任命する。所長の任期は3年とし、再任を妨げない。
7. 幹事は文学部各学科および専攻コースよりそれぞれ1名選出するものとする。幹事長は所長および幹事の互選により1名を選出するものとする。
8. 幹事会は、所長の指示のもと、本研究所の運営にあたるものとする。幹事長は所長を補佐するものとする。
9. 所員は、文学部教授会の構成員である教授・准教授・講師をもって構成する。
10. 本研究所には、共同研究のテーマにより、客員研究員を若干名おくことができる。
11. 客員研究員は、共同研究グループにおける責任所員の推薦に基づき、幹事会ならびに所員会議の承認を経て、所長がこれを委嘱する。
12. 研究所会議は、所員をもって構成し、本研究所の事業について協議する。
13. 本研究所の経費は、立正大学予算および寄付金により支弁する。
14. 本規程を変更する場合は、研究所会議の決議による。

### 附 則

1. 本規程は、昭和34年4月1日より、これを施行する。
2. 本規程は、平成元年11月22日改正施行する。
3. 本規程は、平成7年4月1日から施行する。
4. 本規程は、平成8年4月1日から施行する。
5. 本規程は、平成14年4月1日改正施行する。
6. 本規程は、平成15年4月1日改正施行する。
7. 本規程は、平成19年4月1日改正施行する。

### 平成19年度 所長・幹事

所長	望月哲也
幹事長	時枝務
幹事	岩淵慶一
	堀田恭子
	岡田袈裟男
	中井理香

## 立正大学人文科学研究所年報に関する申し合せ

1. 年報（別冊を含む）の発行日は3月20日とする。
2. 原稿の締切日は9月30日とする。
3. 掲載原稿の種類は次の通りとする。
  - (1) 当研究所から研究費を交付された研究の報告論文
  - (2) 投稿論文
  - (3) その他
4. 原稿は次の要項に従って執筆するものとする。
  - (1) 原稿は、図表も含めて400字詰原稿用紙60枚以内とする。  
但し、欧文の場合は、ダブル・スペースで30枚以内（1ページは、65 strokes 25 lines）とする。
  - (2) 論題の英訳を付ける。
5. 執筆者には本冊5部と抜刷50部を贈呈する。抜刷50部を超えて希望する場合、超過部数については執筆者の実費負担とする。

### 附 則

6. この申し合せは、昭和61年度から適用する。

### あ と が き

『立正大学人文科学研究所年報』第45号をお届けいたします。

今年度は、仁木勝治所長の後を受けて、望月哲也教授が所長に就任いたしました。新任の抱負は巻頭言で触れられています。

所員の異動も若干ありましたが、今年度をもって定年退職される4名の方に、特別講演をお願いいたしました。その要旨を本書に収録しましたが、いずれも外国の文化に関する、長年の研究に立脚したものです。

また、共同研究Bの身体論グループの研究が最終年度を迎え、いよいよ本報告を残すのみとなりました。来年度からは、新たに坂巻清所員を代表者に歴史学・社会学・日本文学・英文学を専門とする所員によって、「歴史・社会叙述とテキスト」の研究が始まります。

さて、本号には5本の論文を掲載することができましたが、その内容は哲学・社会学・言語学・東洋史学・書跡と幅広く、まさに人文科学の豊かさを示すものになりました。このような学際性をどこまで研究や教育に活かすことができるかが、人文科学研究所にとって、今後の大きな課題となることでしょう。

(TK 生)

### 立正大学人文科学研究所年報 第45号

平成20年3月20日発行

編集者 望月哲也  
発行者

発行所 立正大学人文科学研究所◎  
東京都品川区大崎4丁目2番16号

印刷所 株式会社プリカ  
東京都品川区西五反田8-4-15